

婦人少年局月報

Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

労働力調査 (1951年6月)

(単位千人)

産業別	総数	男子	女子			対女子 の比率 %
			実数	対前月 増減	増減率 %	
総数	37,750	22,260	15,480	+	4.2	41
業主及び家族従業者	24,390	12,540	11,850	+	5.2	49
就業者						
雇用者	13,360	9,740	3,620	+	0.8	27
農林水産業	510	320	190	+	58.3	37
製造業	140	130	10	+	-	7
建設業	470	420	50	+	0	11
運輸業	840	730	100	+	0	12
卸売業	4,640	3,250	1,400	+	1.4	30
小売業	1,930	1,250	680	-	4.2	35
金融業	1,740	1,560	180	-	5.3	10
保険業	1,920	1,100	820	-	1.2	43
通信業	1,170	980	190	+	0	15
娯楽業						
娯楽業	340	230	110	-	15.4	32

女子のための職場施設

昭和二六年二月に行つた女子の職場施設の実態調査によると次の様な結果が得られた。調査した事業場は鉄業・金属工業・機械器具工業・化学工業・繊維工業・食品工業・印刷工業・商業・金融業・運輸通信業を含む四三五の事業場です。一、床、一般に女子が従事し大部分の労働時間が立業で占め

労働力人口(就業者+失業者)は 男子 22,510,000 人 女子 15,580,000 人 である。

品工業、食品工業等の包摂的業には板ばりの床をもつものが多いようです。

二、椅子 女子が従事し大部分の労働時間が立業で占められている事業場で作業の合間などに休息出来るように椅子をそなえているところは非常に少なく半数に及びません。立業を将来椅子作業にかえる可能性、技術的な面或いは労働管理の面より、いがあると同様したものは使用者、衛生管理、労働組合とも少ししかありません。

三、休憩施設 三二七の事業場が休憩施設を持つています。併し休憩室の椅子の数、たゞみ数は使用人数に比べて少く、一人で椅子一個使用出来る事業場は一二四、一人でたゞみ一畳使用出来る事業場は二三にすぎません。また女子専用の休憩室をそなえている事業場は三三九にすぎません。

四、休養施設 四三三事業場のうち女子従業員が三〇人以上雇用する事業場が三〇四あり、またこのうち休養室をそなえている事業場が二二六あり、また休養室がある事業場でも女子専用の休養室をもっているところは約半数の二三一です。そして規模の大きい事業場、女子従業員の数が多し事業場ほど女子専用の休養室を備えているところが多いようです。

五、更衣施設 更衣室は三〇八の事業場がもっています。このうち女子専用をもっているのは二二六の事業場にすぎません。更衣室の規模は更衣室を使用するところが最も多く、大がロウカイです。しかし施子防のための鍵等をそなえている事業場は半数しかありません。

六、手洗施設 手洗施設のないところは殆どありません。しかし手洗洗面を専用にしていないのは一九四の事業場だけで、このうち女子専用の手洗いをもっている事業場は五六にすぎません。風呂は一個を一〇一三〇人で使用すると、ろが六もですが一個を五〇人以上で使用する事業場が六二にすぎません。

七、入浴施設 浴場は二八二の事業場がもっています。特に鉄業、化学工業に多く設けられていますが、しかもこのうち二〇一の事業場は男女別々の浴場をもつています。しかしあがり湯をもうけている事業場は一三七にすぎません。

八、便所施設 便所は殆ど全部の事業場がもっていますが、運輸業のうち三事業場ほどは附近の公衆便所、或は民家の便所を使用しています。大便秘を男女共同で使用する事業場は非常に多く、特に運輸通信業に多くみうけられます。大便秘一個当りの使用人数は一〇・二〇人のところが殆どですが、一個を三〇人以上で使用する事業場が一九四のうち一四もあり、そのうち事業場の規模が大になるほど

のち女子専用をもっているのは二二六の事業場にすぎません。更衣室の規模は更衣室を使用するところが最も多く、大がロウカイです。しかし施子防のための鍵等をそなえている事業場は半数しかありません。

六、手洗施設 手洗施設のないところは殆どありません。しかし手洗洗面を専用にしていないのは一九四の事業場だけで、このうち女子専用の手洗いをもっている事業場は五六にすぎません。風呂は一個を一〇一三〇人で使用すると、ろが六もですが一個を五〇人以上で使用する事業場が六二にすぎません。

七、入浴施設 浴場は二八二の事業場がもっています。特に鉄業、化学工業に多く設けられていますが、しかもこのうち二〇一の事業場は男女別々の浴場をもつています。しかしあがり湯をもうけている事業場は一三七にすぎません。

八、便所施設 便所は殆ど全部の事業場がもっていますが、運輸業のうち三事業場ほどは附近の公衆便所、或は民家の便所を使用しています。大便秘を男女共同で使用する事業場は非常に多く、特に運輸通信業に多くみうけられます。大便秘一個当りの使用人数は一〇・二〇人のところが殆どですが、一個を三〇人以上で使用する事業場が一九四のうち一四もあり、そのうち事業場の規模が大になるほど



女子及び年少者に関する

國際労働條約と

我的勞動基準法規

各國における勞働者保護が女子及び年少者の保護について初まる如く、國際労働の面においてても、第一労働會合において探検された條約案並に勧告が殆んど女子及び年少者に関するものであることによつても分ります。

一 女子の保護

ILOの第一回總會においては「海商議後における婦人使用に關する條約」、「夜間における婦人使用に關する條約」の二條が採決された。

昭和二十二年、この特例が廃止され、これが労務基準法によつて踏襲されました。

使用許可証明書

からみた

名（映画、演劇の子役）が食われていました。義務教育の期間中にある児童で仿いているもの

この者を、男女別にみますと、男四、二三名（八六、八果）

人使用に關する條約ハ一箇中非に對する婦人及び兒童の保護に關する條約一等が採択され、その後の總会においても女子に關する條約案がかなり採択されてゐます。又夜間における婦人使用に關する條約によれば、午後十時から午前七時までの間休むける少くも七時間の繼續する時間を含む十一時間の繼續する間は女子の使用が禁止されてゐます。我が國においては、既に

「産前産後における婦人使用に
関する條約」については、産前
六週間の任意休業及び産後六週
間の強制休業を規定してゐる
。且つ工場法においては、
産前産後の休業を各々四週間に
してゐましたが、労働基準法に
おいては原則として、産前産後
各々六週間にし、産後には更に
産後の休業を統併として五週間に
定めることが出来ることになつて
います。

學區生徒の京

婦人少無風をばとの地を地を
職員室を置いて各郡道府県労働
井井間に保管してある使用許可
証明書の原簿を自今十一年四月至
三十一年三月に於いて、使用
許可を得ておいてゐる者、十
年おらず未納の賦税の數とな
つたの業務内容に於いて、
調査しようとしたがその主な結果は
次のとおりである。

一、調査員が日本での

至昭和25年3月末日)				
公積				
地方事	国家事	経済国	医療	修理費

な	教育	体	務	務	は右の三四名を除いた四
難	給	給	給	草取上永道	
殺	仕	仕	仕	測量人夫	
1	10	2	1	1	4
1	10	-	-	-	-
-	-	2	1	1	4

女六三九、男一七二、男女共八一一、此の
は多数を占めてゐます。
次にこれを年階構成のものとし
てみますと、十二才未満は全
数の七・五％、十三才以上四十九才以下は
六〇・九％となつており、年齢構成
が若いなるに従つて増加してゐ
ます。これは、男女ともに見ら
れる傾向です。

次にこの表に区分されてゐる

工場法において原則的には実給
していましたが、労賃基準法に
おいてはこれを原則的に踏襲し
、交響制の場合においては午
後十時から三十分の暇込みを認
めています。

(二) 年少者の保護
年少者の保護についても、第一労働会以来、多くの條約案が、既に新竹府採択されています。
工業界に使用しうる児童の最

のは、本月報第百号紙上参照）
下の表によつてもわかるように、
に許可を受け、仍つてゐるもの
は全国で四、八八五名で、この
うちには全職に就けない者三三

就業状況表
24年4月1日

就業者	1,000
失業者	200
合計	1,200

助	叔	浪	名	西
手	辰		辰	キ
17	2	8	17	17
17	2	8	17	17
17	2	8	17	17

國學時期中に於く著と題は時
外に於くもの僅せて四、八回
名（不執筆の著、及び付録特
設筆時期とて勞働條件の異なる
六名を除く）に於てのみなり

使用許可証明書からみた
学齡生徒の就業状況について

学歯生徒の就業別沙シに二レ一

年齡を定める條約一代によれば工業的企業における最低年齡を十四才へ後十五才とする。としています。また三非工業業務に使用しうる児童の年齡に關する條約によらず、非工業的企業に於いては十三才以上の児童にのみ健康及び福祉に害がなく、学校出席を妨げない限り輕易労働に従事するとを許しています。(前掲) 職業教育の附の條項では捕役として使われ以下の場合でも許可距離の下用により使用を許可している。五、十四才未満の児童の労働は禁斷である。と學校休日であるとは同かず。一日二時間、休息時間を含めて一日を時間制に制限しています。労働基準法に於いても、原則的企業にはこれと同一で工業的企業に

つゝは最低年齢を十歳とするとともに、非工業的企業に於ける限り、十歳以上の児童に就いては、十歳未満の児童に就いては十歳未満の者とするの趣意は、労働と個別的に許可する十五歳未満の者の労働時間的、修学時間を含めて一日七時間、一週四十二時としてゐます。

「工業に使用せらるる年少者の夜勤に關する條約」並に第三一回、改正非工業的業務に於ける児童及び年少者の夜勤に關する條約」に於ける前者は、十六歳未満の年少者について、午後十時から午前六時までの時間を含む概ね十二時間、十六歳以上十八歳未満の年少者については、午後十時から午前七時まで

ける繼續に時間を含む繼續時間の使用を禁止して居り、従者は、十四才未満の児童に對しては午後八時から午前八時までの時間を含む繼續十四時間の労働を、十八才未満の年少者に対しては、午後十時から午前六時までの時間を含む十二時間の繼續時間となつてゐます。労働基準法においては、女子に對しては準法において、女子に對しては降同様の規定の仕方をしてゐると特別に許可を得る仿らなくことの出来る十五才未満の児童については午後八時から午前五時に至る間の労働が禁止されてゐます。

次に坑内労働の禁止について見ると、條約としては前述「工乘」に使用しうる児童の最低年齢を定める條約（一）がありましてこれを

は明治の近江県知事館、十五
と書いています。管工部職を
とす所の政使に於て労働者
ゆで、これに使用する者
虫館、題意又は道正政使をも
めらつては、国内の法律
「十」の中を起る事斷定され
しすべきことになりまし、
と、これを北面から取り上げ
條約にながした。この條約
では本年より、地方議員会に
いで、改組者連等が適合以外
は、十八時未満の者の境内勞
禁止決議をして居り、彼等
して採供される見込みありま
す。労働基準法に關する協會
についてと同様、十八時未満
年少者の境内勞仍を禁止して
ます。

就業狀況表

24年4月1日 至昭和25年3月末日

公積									
地方事務	國家事務	經濟団体	教育	医療	他に分類されな い業務	理髮店 理容業	就労場	除雪、 （秋面を 行）	興行、
草取上承道	測量人夫	中元売出準備係	抽籤場係	伝票の集計	輪仕	雞殺	助手	私原	おはこび
4	4	1	2	10	1	1	3	2	8
3	-	-	-	1	1	1	1	2	8
4	3	1	2	2	-	-	2	-	-

体多数を占めてゐます。
 次にこれを見聞精成のものを
 らひますと、十三才未満は全
 の七、三〇、一三、二〇、一〇、
 十三才三箇、一〇、十四才三箇、
 六才となつており、毎組歳
 が隔くなるに従つて増加して
 ます。これは、男女ともに見
 れる傾向です。

次にこの表を区分されてい
 る學時期中に依く者と就學時期
 外に依くもの併せて四、八四才
 名（不就學者の者、及び休學者
 就學時期として労働條件の異なる
 六名を除く）についてみますと、

海外だより

☆米国都市公立学校教師の給与

米労働省労働統計局の調査によれば、大抵地域社会における公立学校教師の平均給与は、一九二五年から一九四九年にかけて、ほぼ八四%上昇した。この上昇の程度は、警察官や消防隊員の給与の上昇の度と、一九五〇年一五一年度に少くもあわわつていますが、米労働省の調査によれば、平均算算給額は三、〇八〇ドルで、この給与の上昇の割合は

☆ユネスコで婦人の市民教育の促進を提唱

一九五一年六月三十日パリ発のユネスコニュースによれば、目下各地で開催中のユネスコ総会では、米年度の教育計画の一環として婦人に対する市民教育の促進を計画しています。これはユネスコ加盟各国、とくに最近婦人が政治的権利を得た国々に対して、よびかける予定で

す。なおユネスコの米年度の事業計画は婦人の教育機会の拡大も強調し、そのために国際教育局との共催で世界会議を開くことも予定されています。

ユネスコでは更に、婦人の市民教育の方法についての助言や資料を各国に提供することになり、また、女子の学校教育や職業教育は、成人教育を通じてはじめて完成されるものであると、とくに多くの国々で婦人が参政権を獲得している今日、婦人に対する市民教育はきわめて大切である。

お知らせ

八月二十二日をもって藤岡たき女史が婦人少年局長に就任されました。



農村婦人の市民活動促進

中央婦人問題連絡調整会議

第三回婦人週間は婦人がよい市民になることを目標として開かれましたが、引き続き婦人少年局では、婦人が社会をよくしようという積極的な気持をもち、同時に具体的な活動をするように、年間事業としてこの問題をとりあげています。

その事業の一つとして七月十八日に農村婦人の市民活動について中央婦人問題連絡調整会議を開きました。

出席者は官庁関係の農林省生活改善課長 山本松代、農協共同組合課森島大明、文部省社会教育課 黒田六郎、金子貞子、厚生省児童局保育課 上村一、企画課 植山つるの諸氏と

全国指導農協共同組合連合会 水野大、氏で、各機関の機軸（中央の住居、市町村の下部組織とのつながり）の説明の後に「農村婦人の市民活動の促進する方法について」討論が行われましたが、その要旨を簡単にまとめると次のようになります。

一、農村婦人の組織及び活動の状況について
(一) 現在農村婦人関係の組織には生活改善クラブ、四日クラブ、青年団、農協共同組合婦人部、農村婦人少年部、などがある。

人地、地域婦人団体、米田人団体、母親クラブ等がある。
(二) 自然発生的なものであっても、農村にいくつ団体があつてもよいが、あくまで民主的なものでなくてはならない。
(三) 一部の人は団体は自分達自身のものであるという意識をもつて自主的に動いているが、まだ強制された気持で動いている婦人も多い。

(四) 地方では中央の指導方針がうまくいっていないが、中央の機関では考えがちなものではないので、そのことを地方に知らせなければならぬ。

二、農村におけるよい市民活動とはどのようなものか。
農村の共同活動は求められなければならないが、千両の銭とては出来ぬが、千両の銭とては出来ぬが、秋に現金（持寄った収穫物のうちお預けのきかない物を金にかえる）米、麦、胡麻等を共同炊事のためにたくわえ、次の農繁期に農協以外の地域婦人団体の人々が参加して共同炊事を行っている例がある。

三、市民活動を促進する具体的方法について
(一) 農協共同組合に婦人が積極的に加入すること。
(二) 農協の購買や販売事業の委員に婦人も選出して意見を

のべ、組合と共に農村の発展に努めること。
(三) 生活改善講習会、研究会も農協で実施しているから利用すること。
(四) 農協が農業生産の合理化をおしよめることにより、自然発生的に地位が上がり市民活動も進んでくる。
(五) 地域社会の発展的力をはし、各自の人格を尊重し婦人の力で農村生活に必要な施設をもち、地域社会を刷新すること。
(六) 生活と共同化し、家族関係を民主化して家庭生活を改善すること。
(七) 学校教育及び成人教育を重視すること。

御覧になりましたか

○少年問題と法律
(有二書は少年を対象とするあらゆる関係法律を解説しその運用について、又関係科学とその活用について、又関係深い立場にある人々が担当して書かれたものです。従つて単に理論的な面ばかりでなく実務の参考としても充分役立つものです)

発行所 東京都神田区西有 聖 関
定価 各六三〇円

印刷者 永井 直保

ある外国工場の婦人のための手洗い施設

